

令和2年9月28日

情報公開・個人情報保護審査会 御 中

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号  
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所  
審査請求人 フロントラインプレス合同会社  
代表者代表社員 高田 昌幸  
代理人弁護士 清水 勉  
電話 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856



## 意見書

御庁係属中の令和2年（行情）諮問第417号事件につき、諮問庁は、令和2年2月26日付行政文書開示決定通知書において、1. ①②を開示する行政文書とし、それ以外の文書については、「開示する行政文書以外の資料」としているのみで、どのような文書が存在するのかを一切明らかにしない。

そして、同年8月19日付理由説明書においても、3（1）アにおいて、「本件対象文書1については、運輸安全委員会内部における検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書が含まれている」ことを理由に、どのような文書が存在するのかを一切明らかにしない。

同理由説明書の3（2）アに至っては、「調査資料の項目一覧を公にすると・・・委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

しかし、このように、どのような資料があるかさえ明らかにしなければ、処分庁の理由説明が適切かどうか判断のしようがない。仮に部分開示が適当と認められる内容があったとしても、資料のリストさえ明らかにしないのでは、全部不開示を許容することになってしまい、情報公開法の目的、すなわち、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」を否定するものである。

処分庁は、審査請求人が情報公開請求した対象文書を具体的に明らかにし、かつ、

それらのうちのどの部分にどのような不開示事由に該当する記述があるのかを具体的に明らかにすべきである。

審査請求人は、処分庁がこれを明らかにした上で、これに対して反論する予定である。

なお、処分庁が、審査請求人が開示請求した全文書を不開示としておきながら、「開示決定」と表記しているのは、処分庁内において本件処分を開示処分にカウントしていると思われるが、これは虚偽の表示であるから、「不開示決定」に改めるべきである。

以上  
以上